

社会福祉法人広島市社会福祉事業団物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、当事業団の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供（以下「物品売買等」という。）の契約に係る入札において、当該入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を入札後に行って落札者を決定する一般競争入札（以下「入札後資格確認型一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 入札後資格確認型一般競争入札は、物品売買等の契約であって、その相手方を一般競争入札の方法により決定するものを対象とする。ただし、総合評価一般競争入札の方法による契約などについては、この限りでない。

(入札公告)

第3条 入札後資格確認型一般競争入札を実施するに当たっては、その入札公告において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札後資格確認型一般競争入札に付する入札案件である旨
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の交付方法並びに入札執行後における資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出方法等
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知方法
- (5) その他入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要と認める事項

(入札書の提出方法等)

第4条 入札後資格確認型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告に定める入札執行の場所及び日時において、入札書の提出をするものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により提出した入札書を撤回し、又は差し替えることができないものとする。

3 入札回数は、3回を限度とする。

(入札書の開札、落札者の決定の保留等)

第5条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札に係る入札書をその開札日時において開札するものとする。

2 入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者は、社員証等を提示することにより、前項の規定による開札に立ち会うことができる。

3 理事長は、入札案件の開札を行った結果、入札参加者がいないことが判明した場合（第5項第2号若しくは第3号に掲げる者又は社会福祉法人広島市社会福祉事業団委託業務低入札価格調査要綱第7条の規定により落札者として決定しないとされた者以外に入札参加者がいない場合を含む。）には、当該入札執行を打ち切るものとする。

4 理事長は、入札案件の開札を行った結果、入札参加者がある場合において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を定めた案件については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格。以下同じ。）をもって入札書を提出した者がいないときは、前条第3項に規定する

入札回数の範囲内で再度入札（3回目の入札を含む。以下同じ。）を行うものとする。

5 理事長は、次の各号のいずれにも該当しない者を、前項の規定による再度入札に参加することができる者とする。

- (1) 1回目の入札（再度入札が3回目の入札である場合にあっては、1回目及び2回目の入札）に参加していない者
- (2) 最低制限価格制度取扱要綱第6条第3項の規定により、再度入札に参加させないものとされた者
- (3) 次の①から⑤のいずれかに該当する入札をした者
 - ① 入札書に記名・押印がないもの
 - ② 入札書の記入文字が明確でないもの
 - ③ 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
 - ④ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
 - ⑤ その他入札に関する条件に違反したもの

6 理事長は、第4項の規定による再度入札を行うに当たっては、前項に規定する再度入札に参加することができる者に対して、次の各号に掲げる再度入札の区分に応じ、当該各号に定める事項を通知するものとする。

- (1) 入札案件の開札の結果行われる再度入札 その場で速やかに再度入札を行う旨
- (2) 前号に掲げるもの以外の再度入札 再度入札を行う日時及び場所

7 入札後資格確認型一般競争入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）は、開札（再度入札に係るものを含む。）の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした入札参加者がある場合は、直ちに落札者の決定を保留するものとする。

8 前項の規定により落札者の決定を保留するに当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）を、入札参加資格の有無の確認（以下「入札参加資格の確認」という。）が行われる入札参加者とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者が2人以上あるときは、入札執行職員は、これらの者にくじ引きをさせて入札参加資格の確認が行われる者の順番を決定するものとし、最初に当該確認が行われる者をもって、最低価格入札者とする。

（資格確認申請書等の提出）

第6条 理事長は、最低価格入札者について、入札執行後、理事長が指定する期限までに資格確認申請書等（低入札価格調査要綱第2条第1項及び第2項の規定により低入札価格調査の対象とする入札案件にあっては、低入札価格報告書を含む。以下同じ。）を提出させるものとする。

（入札参加資格の確認）

第7条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格の確認については、特別の定めがある場合を除き、入札公告で公告した開札日時を基準として、資格確認申請書等に基づき、行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 広島市の一般競争入札参加資格が取り消された場合
- (2) 広島市から指名停止措置を受けた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合

2 理事長は、前項の規定による確認の結果、最低価格入札者について入札参加資格がないと認めた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち、最低の価格をもって入札書の提出をした者（以下「次順位価格入札者」という。）について、同項の規定により、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、当該最低の価格をもって入札書の提出をした者が2人以上あるときは、第5条第8項後段の規定を準用するものとする。

3 理事長は、前項の規定による確認の結果、次順位価格入札者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札書の提出をしたものから順次、同様にして、入札参加資格のある者が確認されるまで、入札参加資格の確認を行うものとする。

4 理事長は、前2項の規定により入札参加資格の確認を行う場合は、次順位価格入札者（前項の規定により入札参加資格の確認が行われる者を含む。）に、指定する期限までに資格確認申請書等を提出させるものとする。

（落札者の決定）

第8条 理事長は、前条の規定により入札参加資格を有すると確認された者（以下「有資格者」という。）を落札者として決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、有資格者の入札価格が調査基準価格を下回るものであり、低入札価格調査要綱第7条の規定により当該有資格者を落札者としなない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者から順次、第5条第8項後段、前条及びこの項の規定を準用し又は適用し、入札参加資格の確認を行い、落札者の決定をするものとする。

（入札参加資格確認結果及び入札結果の通知）

第9条 理事長は、前条の規定により落札者の決定をした場合は、入札参加者に対して、入札参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないとされた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

（委任規定）

第10条 この要領に定めるもののほか、物品売買等の契約に係る入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、役務の提供を受ける契約のうち社会福祉法人広島市社会福祉事業団長

期継続契約に関する取扱要綱（平成18年1月1日施行。）第2条第4号に掲げる契約以外のもの（以下「長期継続契約対象外役務契約」という。）並びに物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負の契約については、平成19年4月1日以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、長期継続契約対象外役務契約のうち、施行日前において既に一般競争入札の方法を採用している入札案件及び施行日以後において新たに入札方法を指名競争入札から一般競争入札に変更する必要があると認める入札案件については、施行日以後において契約の申込みの誘引を行うものから、この要領を適用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。